

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和5年1月5日(木)
担当課	都市政策部まちづくり推進課
電話	0791-64-3167

報道機関各位

空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免制度を創設

本市が行った空き家実態調査による市内の空き家件数は、平成27年度の1,585件から令和3年度には2,251件へと増加し、これに伴い、適正な管理が行われていない空き家も増加しています。

そこで、空き家等対策の推進を図り、地域の安全安心な生活環境を確保することを目的に、適正な管理がなされていない空き家を除却した後の土地について、固定資産税（都市計画税を含む）の減免制度を創設しました。

記

1 対象となる土地

適正な管理がなされていない空き家の敷地の用に供していた土地又は画地であって、空き家を除却したことにより、空き家が除却された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から住宅用地特例が解除された土地（以下「減免対象土地」という）。

※当該土地を現在営利目的で使用している等、対象とならない場合があります。

2 減免額

住宅用地特例が解除される年度の減免対象土地に係る固定資産税の額から当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の相当額を減じた額

3 減免対象期間

空き家が除却された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度

4 事前相談

固定資産税の減免を申請しようとする方は、減免対象土地に該当するかを、必ず空き家の除却前にまちづくり推進課及び市税課と協議する必要があります。

5 問い合わせ先

- ・ 空き家に関すること・・・まちづくり推進課定住促進係
(☎0791-64-3167)
- ・ 減免手続きに関すること・・・市税課資産税係 (☎0791-64-3146)